

アプリからの口座開設に係る特約

1. (概要)

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」(以下「口座開設アプリ」といいます。)から開設した蒲郡信用金庫(以下「当金庫」といいます。)の普通預金口座(以下「本口座」といいます。)に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本口座について、この特約に定めがない事項に関しては、普通預金(決済用普通預金を含む)規定、総合口座取引規定、通帳レス口座に関する特約、カード規定、個人インターネットバンキング利用規定およびこれらに付随する各種の規定等が適用されるものとします。

2. (口座の利用開始)

本口座は、当金庫が所定の開設手続きを行った後に、本人限定受取郵便(特定事項伝達型)にて送付されたICキャッシュカード等をお客さまが受領されることにより、当金庫所定の本人確認手続きが完了した時点からご利用ができるものとします。

ただし、本人限定受取郵便にて送付されたキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、本口座を解約することができるものとします。

3. (口座名義の字体)

本口座のご名義は、原則として撮影された「運転免許証」または読み取りされた「マイナンバーカード」のお名前の字体となります。

ただし、旧字体・異字体などで当金庫所定の文字コードによる入力ができない場合には、当金庫所定の文字コードで表示可能な字体での登録となります。

4. (通帳の不発行)

本口座は、通帳を発行いたしません。本口座の取引明細等は「がましん しんぎん通帳アプリ」をご利用になり、お客さま自身で確認することができます。

5. (印鑑の届出)

本口座については、ご使用になる印章の印影の登録は必要ないものとします。

ただし、公共料金等各種口座振替の引落とし口座に本口座を指定される場合および当金庫への諸届出等を行う場合には、別途、当金庫所定の方法により、ご使用になる印章の印影を届出いただく必要があります。

なお、印章の印影をお届出になる際には、本口座のキャッシュカード並びに運転免許証またはマイナンバーカードによる本人確認等を行います。

6.（預金の受入れ、払戻しおよび解約）

- (1) お客さまは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預払機において、本口座のキャッシュカードを用いることにより、本口座への受入れ、払戻しを行うことができます。
- (2) 店頭にて本口座に現金、手形、小切手等を受入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、本口座の「しんきん通帳アプリ」における有効な口座情報の提示が必要となります。
- (3) 店頭にて本口座から払戻しを行うときは、当金庫所定の書類にキャッシュカード暗証番号を記載して提出するほか、本口座の「しんきん通帳アプリ」における有効な口座情報およびキャッシュカードの提示が必要となります。また、合わせて運転免許証またはマイナンバーカードによる本人確認等をさせていただく場合があります。
- (4) 本口座の解約はお取引店の店頭にて受付けるものとします。解約に際しては、当金庫所定の書類にキャッシュカード暗証番号を記載して提出するほか、本口座の「しんきん通帳アプリ」における有効な口座情報およびキャッシュカードの提示が必要となります。また、合わせて運転免許証またはマイナンバーカードによる本人確認等をさせていただく場合があります。

7.（免責事項）

次の事由により本口座のサービスの取扱いに遅延、不能、漏えい等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は一切責任を負わないものとします。

- ① 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合。
- ② 災害・事変等当金庫の責に帰することのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合。
- ③ 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏えいした場合。
- ④ お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合。

8.（特約の変更等）

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上